

# 福岡県公報

平成17年9月9日  
第 2 4 3 6 号

## 目 次

### 告 示 (第1694号-第1700号)

- 福岡県領収証紙の売りさばき人の指定 (出納事務局出納総務課) ..... 1
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (治 山 課) ..... 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ..... 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ..... 2
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 予防接種を行う医師 (健康対策課) ..... 3

### 正 誤

- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (平成17年4月福岡県告示第863号) 中正誤 ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (平成17年9月福岡県告示第1661号) 中正誤 ..... 3

## 告 示

### 福岡県告示第1694号

福岡県領収証紙条例 (昭和39年福岡県条例第48号) 第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年9月9日

福岡県知事 麻 生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
160	八女市大字本村25 八女食品衛生協会 会長 木下 茂	八女市大字本村25 八女保健福祉環境事務所内	平成17年8月30日

### 福岡県告示第1695号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

昭和17年9月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成五十七年九月三十日福岡県告示第千四百五十八号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第1696号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年9月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日

平成17年8月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人ひまわり
- (2) 代表者の氏名  
三浦 真利子
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県田川市大字奈良240番地の9
- (4) 定款に記載された目的

本法人は、人としての基本的な生き方や真に自由・平等で公平な福利が享受される地域社会の実現を考える人たちが組織し、身体、精神もしくは知的または年齢的にハンディを持つ人や、家庭周辺の共生環境に恵まれず、その犠牲となっている人など、いわゆる社会的に弱い立場にある人々と一緒になって行動を起こし、それぞれが協力し合って、高齢者及び障害者との交流や介護、共同生活など、実際の体験をとおして、その人たちが、住み慣れた地域で当たり前の生活を営み、社会との交流ができることを支援する活動を続けることにより、不特定かつ多数の市民や、団体など広く公益の増進に寄与していくことを目的とする。

福岡県告示第1697号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成17年8月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人女性起業家創出夢プロジェクト21

- (2) 代表者の氏名  
古賀 加津子
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県太宰府市国分五丁目8番20号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、主に起業を志す女性や女性起業家に対して、起業実現・達成の為の支援ネットワークを構築し、勉強会や情報交換会などを通じて、起業時のサポート及び起業後の組織の発展や起業家自身の成長をサポートする事により、その健全な発展をもって地元経済活性化を図るとともに、これらの活動に積極的にITを活用する事で併せて情報化社会の発展を促進し、地域社会全体の利益に貢献する事を目的とする。

福岡県告示第1698号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年9月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称  
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡都市計画道路事業 3・3・211号 アイランド中央1号線
- 3 事業施行期間  
平成17年9月9日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
福岡市東区香椎浜三丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

### 福岡県告示第1699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年9月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	福岡直方線	鞍手郡宮田町大字龍徳932番先から同郡同町大字龍徳1455番7先まで
直方	直方芦屋線	直方市大字植木4108番2先から同市大字植木4140番2先まで

### 福岡県告示第1700号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成17年9月9日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会篠栗病院	石村 匡 崇
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会篠栗病院	原 卓 也
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会篠栗病院	瀧本 智 仁

## 正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
17・4・22	2379	告示	863	2	○		後ろから7		削除	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● 鞍手郡宮田町大字宮田（次の図に示す部分に限る。） ●●
17・9・2	2433	告示	1661	3	○		後ろから4		春日市大字上白水 <sup>○</sup> 422番1から4まで、 <sup>○</sup> 422番7及び <sup>○</sup> 422番8	春日市大字上白水 <sup>●</sup> 442番1から4まで、 <sup>●</sup> 442番7及び <sup>●</sup> 442番8

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号  
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)